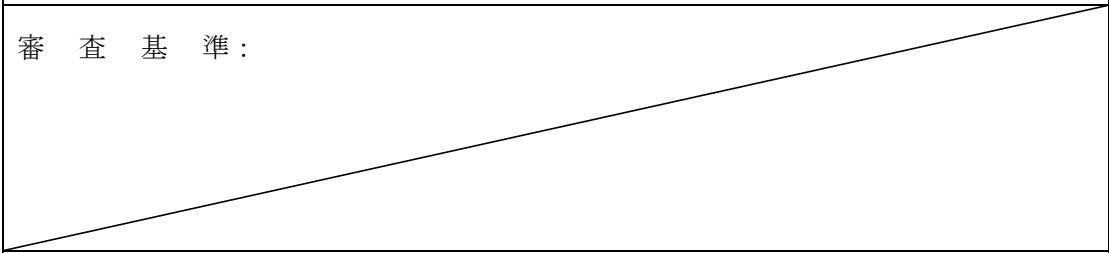


審 査 基 準

令和7年3月24日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第105条の2第4項
処 分 の 概 要：運転経歴情報の記録
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、第105条（免許の失効）、第105条の2第1項及び第3項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付等）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第30条の8（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）、第30条の14（運転経歴情報の記録等）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：(1) 島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター及び各警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く）及び広域交番 即日 (2) 松江警察署 4週間
申 請 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察署（浜田警察署を除く。）及び広域交番
問 い 合 わ せ 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、各警察署及び広域交番
備 考：